

## **第2章 計画の基本的な考え方**

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

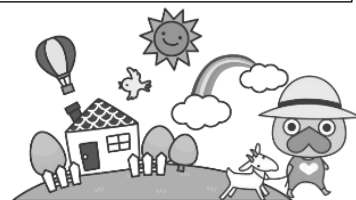
個人の尊重と男女平等の理念に基づき、本市では「南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～」の策定をはじめ、「南城市男女共同参画推進条例」の制定や「南城市男女共同参画都市宣言」を行うなど、男女がともに輝く社会を目指してきました。

本計画改定に際して実施した意識調査の結果から、多くの世帯で男女ともに家計を支えるための就労をしているなかで、いまだ女性が男性よりも長時間家事を担っている状況が見受けられます。誰もが多様な生き方を選択し、ともに輝く社会を実現するためには、市民一人ひとりがそのような固定された役割や慣習に気づき、自分や他の人の生き方を制約する先入観をなくしていくことが大切です。

本市においては「誰もが自分らしく輝き、自由と文化あふれる福寿のまち南城市」を基本理念として掲げ、市民一人ひとりが人権を尊重し、それぞれ持つ意思や力を活かして社会のあらゆる分野の活動に参画\*し、自分らしい生活を営むことの出来る元気で魅力ある南城市男女共同参画社会\*を目指します。

#### 【基本理念】

**誰もが自分らしく輝き、自由と文化あふれる福寿のまち南城市**



※男女共同参画社会：男女共同参画社会基本法第2条において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と位置づけられています。私たちがもっている「男らしさ」「女らしさ」についてのイメージや意識、考え方に捉われず、人として平等に認められ、自らの選択によって生き生きと活躍し、能力や個性を発揮できることです。また、国の第5次男女共同参画計画において「男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、『男女』にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである。」と位置づけられています。

### 2. 基本方針

基本方針は、先に掲げた基本理念を実現するために、各施策の方向性を示すものです。市民や地域、事業所、行政が一体となって推進すべき基本となる方針を次ページの通り定めます。

### **基本方針1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透**

男女共同参画社会の実現には、誰もがその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いを認め合う社会を形成していくことが大切です。そのためには、男女共同参画社会の目指す理念や目的、重要性について、市民に広く理解していただく必要があります。しかし、男女共同参画に関する認知度は未だ低い状況です。固定的役割分担意識\*に市民自ら気づき、その解消に向けて行動することを促すために、男女共同参画に関して従来の市広報誌や市ホームページに加えて、SNS\*等多様な情報媒体を通じた情報発信や、様々な啓発活動が重要です。また、次世代を担う子どもたちが性別に関わらず、その能力を十分に発揮できるよう、学校教育における意識啓発等を進めていきます。

### **基本方針2 誰もが個性と能力を発揮できる環境の実現**

誰もがその環境の中でいきいきと活力に満ちた生活を送るためには、一人ひとりの個性や能力を発揮できる環境づくりが必要です。ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や男女共同参画の推進等により、家庭や地域、職場といったあらゆる場面において、性別を理由に差別されることなく互いの能力を発揮できるまちづくりを目指します。

そのため、これまでは「女性だから」という理由で機会が限られていた、意思決定の場における女性の参画拡充や、庁内における女性管理職の登用率の向上（20%）を目指すとともに、女性リーダーの育成に向けた研修機会の充実等を推進します。

### **基本方針3 すべての市民が安心して暮らせるまちの実現**

市民が生涯を通して心豊かで安心した生活を送るためには、一人ひとりの人権や健康が守られ、互いの身体的・性的差異を理解し合うとともに、多様な価値観を認め合って生きていくことが求められます。

そのため、多様な性に関する人権尊重の意識啓発、あらゆるハラスメントなどの人権侵害の根絶、生涯を通じた健康支援、高齢者及び障がい者、ひとり親家庭の生活支援等、互いの性や人権等を尊重しつつ、広い視野で多様な価値観を認め合い、すべての市民にとって住みやすいまちづくりを目指します。

### **基本方針4 平和で自然と文化が調和するまちの実現**

本市のまちづくりには「平和」「文化」「自然」は重要な分野です。近年の社会情勢の変化や男女共同参画の趣旨を理解しつつ、市民一人ひとりがこれらの分野を大切に次世代へ継承していくことが求められます。

そのため、平和に向けた国際交流、文化都市の創造に男女が共に関わり、男女共同参画の視点を取り入れたまちづくりを目指します。

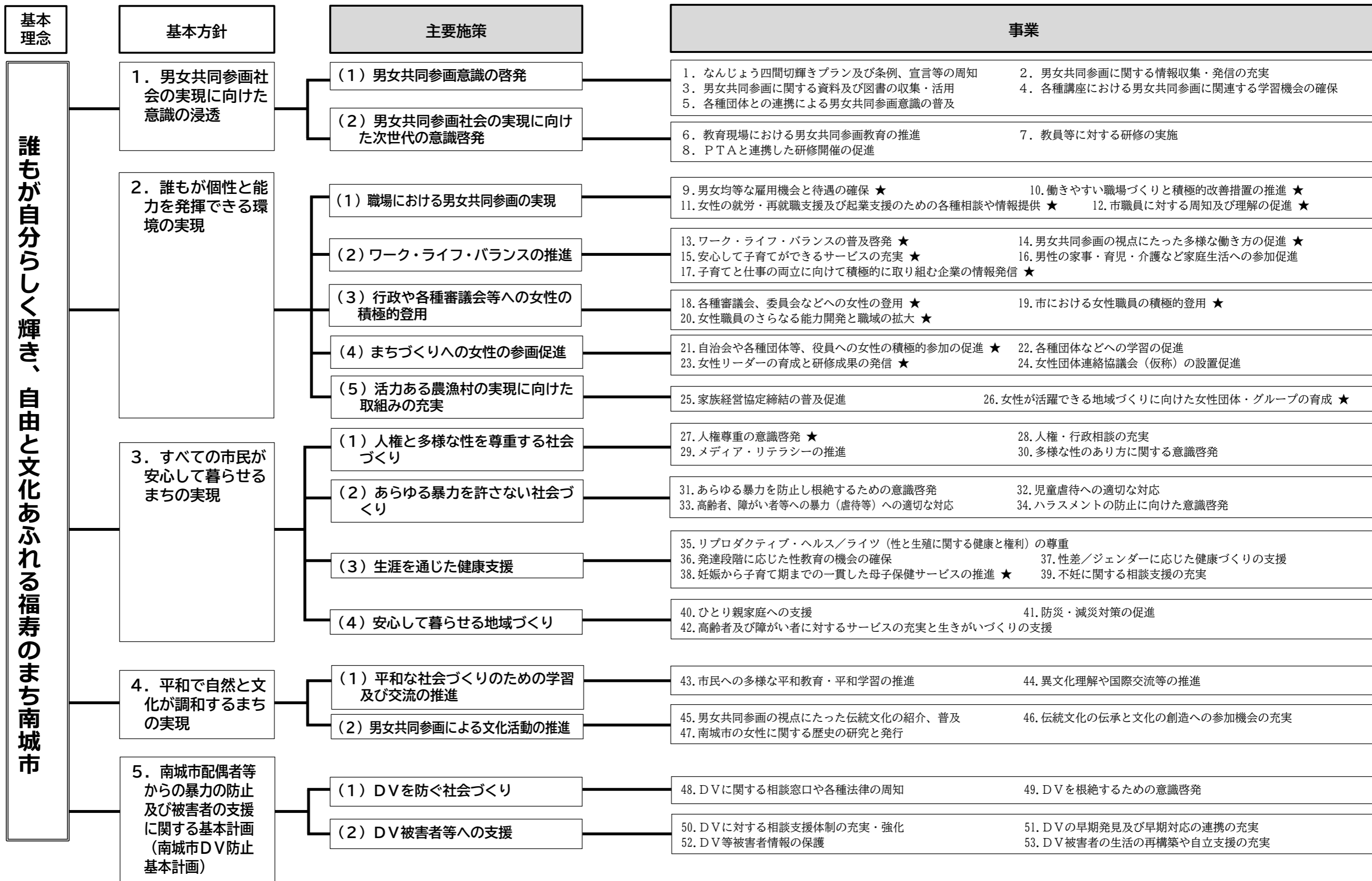
### **基本方針5 南城市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（南城市DV防止基本計画）**

配偶者等からの暴力（DV）は重大な人権侵害であり、ジェンダー平等\*の実現を妨げる要因となっています。本市においては、これまでもDV防止や被害者への支援に取り組んできましたが、今後よりいっそうの強化を図るべく、南城市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（南城市DV防止基本計画）として明確に位置づけ、DVのない社会の実現を目指します。

### 3. 施策の体系

★は女性活躍推進法に基づき位置づけた「南城市の女性活躍推進計画」の施策

本計画の施策の体系は以下の通りです。





#### 4. 目標指標

基本方針の達成に向けて、計画を進める中で目標にどれだけ近づくことができたか評価できるようにするために、以下の目標指標を設定します。

##### 目標指標一覧

主要施策	達成項目	策定時 (2022年度)	目標 (2027年度)	備考
2-(2)ワーク・ライフ・バランスの推進	市における男性職員の育児休業の取得率向上	0% (R2年度)	10%以上	南城市特定事業主行動計画(R3年4月)より
2-(3)行政や各種審議会等への女性の積極的登用	各種審議会、委員会及び市における女性管理職(部長・課長級)の割合の増加	35.3%	40%以上	南城市進捗状況報告、南城市特定事業主行動計画(R3年4月)より
		10.9%	20%以上	
2-(5)活力ある農漁村の実現に向けた取組みの充実	市内の家族経営協定の締結戸数の増加	51戸	60戸以上	南城市進捗状況報告より
3-(1)人権と多様性を尊重する社会づくり	パートナーシップ制度の導入	未実施	導入	

